

令和6年度第4回流山市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和6年7月19日（金）
午後1時15分
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎 第1委員会室
- 3 招 集 日 令和6年7月9日
- 4 出席委員 福田 芙美子、今井 博之、安江 裕子、笠原 裕司、
吉田 春美、三木 哲、高杉 幹、藍川 治助、
石幡 恒美、堀内 龍文、倉野 美知子、木川 稔
- 5 欠席委員 池田 郁雄
- 6 事 務 局 吉野市民生活部長、山崎保険年金課長、海老根保険年
金課長補佐、岡田保険年金課長補佐兼国民健康保険係
長、中山保険料収納係長、金窪主査、古谷主任主事
- 7 傍 聴 者 3名
- 8 議事内容 令和7年度国民健康保険料の見直しについて
（審議・議論・答申案）
- 9 配付資料 ・令和7年度国民健康保険料の見直しについて
（答申）（案）
- 10 会議時間 開会 午後1時15分
閉会 午後1時45分
- 11 議事内容 次のとおり

(事務局)

ただ今から令和6年度第4回流山市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

－会長挨拶－

(事務局)

続きまして、市民生活部長からご挨拶を申し上げます。

－市民生活部長挨拶－

(事務局)

それでは会議に移らせていただきます。

協議会の議長は、流山市国民健康保険規則第6条の規定により、会長に議長となつていただき、議事進行をお願いいたします。

それでは、会長よろしくお願ひします。

(議長)

これより議事に入ります。本日の出席者は、委員13名のところ12名でございますので、流山市国民健康保険規則第8条の規定により、委員の半数以上の出席であるため、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、3名から、傍聴したい旨の申し入れがあり、議長において、これを許可しましたのでご了承願ひします。

それでは、議事に入ります。

「令和7年度国民健康保険料の見直しについて」は、市長から諮問がありました5月7日から延べ4回目となります。前回までの会議で、議論いただいた内容や、前回、協議会としての確認・認識事項を確認させていただいた内容を答申案として取りまとめ作成いたしました。

答申案については、事務局から各委員へメールでの送信や郵送で事前に確認いただいていると思います。答申案について、私から補足という形で説明いたします。

まず、2 審議結果の（1）見直しの必要性の2 段落目までは、本市国民健康保険の財政状況を説明するものであり、事務局からもこれまで説明がなされ、委員の皆様とも共有させていただいた問題認識を記載させていただきました。

次に、3 段落目の、さらにかから以下の部分で説明していることとして、こういった財政状況の中、県から市に、令和12 年度までの県内市町村単位での赤字繰入解消、令和12 年度以降の県内保険料完全統一を示されている以上、増加しつつある赤字繰入を続けていくのが難しい状況であることは、委員の皆様にもご理解いただいたかと思えます。

そして、国民健康保険財政の責任主体である県が令和12 年度までの赤字繰入解消の方針を求めているため、令和7 年度から赤字削減に向けて見直しを行う必要があることも皆様にご同意いただけたことと思えます。

その上で、（2）の国民健康保険料の見直しの内容については、応能、応益の配分を県算定方式の賦課割合に近づけなければならないとの改定の意図は理解できますが、我々委員がやはり気に掛けるべき点として、委員からいただいている低所得者層への配慮、委員からいただいている中間所得者層への配慮があると思えますので、この点を盛り込んでおります。

改定の料率については、主に第3 回運営協議会で検討したところです。医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金賦課額分の3 区分のうち、標準保険料との乖離が一番大きい後期高齢者支援金等賦課分のみの改定にとどめるとして、これを県算定方式の標準保険料の賦課割合である56 対44 に一気に近づけてしまうと、低所得者への負担が大きすぎることは議論にも上りました。そこで、現在の本市の賦課割合である73 対27 を、63 対37 に調整することで、引き続き低所得者層に配慮しつつも、中間所得者層にも配慮し、負担していただくという方向性は、委員の皆様にもご理解いただいていたかと思えます。

その結果、今回の国民健康保険料率改定の効果として、イで示しておりますが、保険料収入増加額は約3.3 億円と見込まれています。これは、流山市国民健康保険第2 期事業財政健全化計画上、中間見直し年度である令和8 年度の赤字繰入想定額約9.6 億円の3 分の1 にあたる約3.2 億円と同規模になります。赤字繰入想定額の全額解消には至りま

せんが、赤字繰入の解消と、被保険者の負担という両方向の折り合いとして、現段階では許容できる範囲の結論かと思われます。

こうして、今回も含め4回の議論の場を設け、各方面の委員からご意見を頂戴し、答申として結論を出したところではありますが、我々委員の意見を解消しきれなかったところもあると思います。

そこで、その点は附帯意見として示すことも重要と思いますので、ここは私の方で、事務局ともよく話し合っ、ア、イ、ウの3点を入れておきます。

具体的には、まず、アですが、低所得者への配慮の手段として、第2回の運営協議会で委員の方から、そもそも国民健康保険の被保険者に多く低所得者が占めるため、一般会計からの赤字繰入もやむを得ないのではないか、あるいは、料率改定をしたとしても特例の減免措置や時限措置は設けられないのかといった提案があり、事務局は難しいとの回答であったと思います。これは、一市町村で解決できる範疇を超える部分もありますので、国民健康保険の財政上の問題点解消の方策として、国にもっと財政支援の拡充をするよう要望を上げるなど積極的な働きかけをしていくことも肝要と思い、第3回の運営協議会でも議論したことが、この点を1番目の附帯意見に入れました。

それから、イの国民健康保険財政の支出拡大を防ぐため、医療費適正化などの取組みを継続していくことですが、第2回運営協議会では委員から、第3回運営協議会では委員から御指摘があった医療費の高額化が、財政の支出拡大の要因の一つであるという視点もありますので、収入の側ばかりでなく支出の面にも着目して財政の均衡を考えていくべきということを入れてさせていただきました。

そして、最後にウですが、第3回運営協議会で、委員から、一定の保険料の支払いをもって、3割なり2割の自己負担で適切な医療を受けられるという、国民健康保険制度の恩恵をもっと被保険者に認識した上で考えてほしいとの意見がありましたので、その点をまとめさせていただきました。

以上、答申案の説明とさせていただきます。

この答申案についてご意見等いただきたいのですが、まず委員から事前にお返事をいただいておりますので紹介をさせていただきます。

答申の本文に関しては特段の意見はございませんということですが、

附帯意見のアの部分に関する意見でございますが、物価高騰等の社会経済情勢は時間をかけて議論したところですが、委員の意見をそのまま読ませていただきますと、確かに、国への要望に関することは会長の総括意見として述べられました。これを附帯意見とされるのは結構だと思いますが、それに加えて「一部の委員から、低所得者の負担感を考慮し、一般会計から国保特別会計に対する支援に関しては、減少させる時期や規模について十分な検討をしてほしいという意見があった」という主旨の意見を加えていただけないでしょうかというご意見を皆様に報告させていただき、委員の方から補足があれば説明をお願いしたいですし、他の委員から検討していただきたいことなどあればお願いしたいと思います。

委員補足説明いかがでしょうか。

(委員)

先ほど会長からご紹介いただいたように、答申の本文については了解できる内容になっているのではないのかなど、トレンドとしてこれから国保の健康保険料については上昇していくことは、これはもう妨げられないというのは、多分皆さんの認識としても一致すると思うのです。ただその流れの中で国に対する要望というのもありましたけれども、もちろんそれも必要なことですが、多分、国はこの流れを変えようということにはならないと思いますし、実施主体である県についても、当然この方向性というのは決められているわけですから、特に変更するとか、そのようなことは起こり得ないと思うのです。この低所得者に対する配慮ということについては、どこができるかということやはり市町村しかないと思うのです。というのは一般会計の財源というのは市民からいただく税金でありますから、その税金の使い道というのは、市長もしくは市民の代表である議会の意思によって決定させることはできるわけで、従来も一般会計から国保特別会計への繰り入れを行ってきたわけです。本文の中には配慮されるような内容になっておりますけれども、喫緊の課題として、昨今の物価高騰の影響を受けているのは、やはり低所得者層ということになるかと思いますので、これに対する配慮というのを従来決めた通りの規模、時間の流れの中でやっていくということだけではなくて、一歩立ち止まって規模等検討する余地があるのではないかというこ

とを検討いただければなと思います。

これまで3回の会議の中でも、申し述べてきたことですがけれども会長の説明の中で、それはできないということでありましたけれども、答申というのは会議で議論したことを、私たちは諮問を受けているわけですから、諮問をされた市長に対して、意見を伝えるということは大事なことだと思いますので、全体のプロセスがないにしても、一番議論したところですから、こういう議論がかなりありましたということについてはお伝えしてもいいのではないかと思ったので、そのような意見を先に出させていただきました。

(議長)

ありがとうございます。

皆さんいかがでしょうか。

それでは、委員がおっしゃられた通り、我々決議機関でもなんでもなく、諮問を受けて意見を広く集約して、市長の耳に入れる立場だと思いますので、これを附帯意見に追加をさせていただくという意見が出ましたけれども皆さんよろしいでしょうか。

委員お願いします。

(委員)

私も意見を述べるという意味では、そういうことの意味をここへ載せておくということは大変大事なことです。

(議長)

ありがとうございます。

それでは、この意見について附帯意見のAのところへ追加させていただきます。

その他、追加、修正及び意見等ございましたらお願いします。

委員お願いします。

(委員)

私の方からは、前回意見として述べさせていただいたことがしっかり記載されておりますので、そこに追加修正していただくことはありません。

ん。

(議長)

委員ありがとうございました。

それでは、委員の意見を記載するのに答申案を修正したいと思いますが、事務局に確認したいのですが修正は今できますか。

(事務局)

はい。可能です。少しお時間をいただいて修正させていただければと思います。

(議長)

それでは、修正までの時間、暫時休憩したいと思います。

－ 休憩 －

(議長)

休憩前に引き続き会議を再開します。

皆様に、配布させていただいております1枚目裏の(3)下線を引かせていただいている部分について追加させていただきました。

委員の原案では、一部の委員から記載がありますが先ほどの審議の結果皆さんからご承知いただきましたので削除させていただきました。

次に、元の文章では中間見直しという言葉は入っていないのですが、時期を明示せず十分検討することとありましたので、健全化計画の中間見直しがありますので、そのタイミングで検討するということの時期を明確化させていただきました。

先ほどまでに、委員の意見の他に特段意見はないとのことでしたので、今お配りさせていただいている答申案で答申させていただくという運びになります。

それでは、お諮りします。追加修正した答申案でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ありがとうございます。これまで長い時間をかけて慎重なご意見等ありがとうございます。

答申書につきましては、国民健康保険運営協議会を代表して7月26日市長へ提出させていただきます。

本日の議事が終了しましたので以上をもちまして、令和6年度第4回国民健康保険運営協議会を閉会します。